

落札者決定基準兼採点表

業者名 _____

審査委員の氏名 _____

評価項目		評価内容	判定	得点倍率	得点上限 判定×得点倍率	配点	評点	
(資料評価点・価格評価点) 資料審査	①提案概要・編集方針 (12点)	・会社概要(設立年月、資本金、本社の所在、業務を主に実施する場所、事業概要及び主な沿革、年間売上高等)が示されているか。 ・令和2年度、令和3年度、令和4年度の財務状況を示す書類(貸借対照表、損益計算書等)は添付等されているか ・他自治体広報紙制作の実績を十分に有しているか	3・2・1	1	3	12		
		・提案書において、本業務の受託に関する提案者の基本的な考え方や具体的な取り組み方針が示されているか。	3・2・1	3	9			
	②価格点 (10点)	(10点) × (最低見積金額) ÷ (見積金額) ※小数点以下は四捨五入			10	10		
プレゼンテーション審査 (プレゼンテーション評価点)	③業務体制等 (15点)	・業務委託に係る1日号、2日号、11日号の特集号の各号におけるディレクター、デザイナー、イラストレーター、カメラマン、リポーター、ライター、校正者などの配置は十分であるか。また、その体制が明確に示されているか	3・2・1	3	9	15		
		・広報ながれやまでは、月3号発行する中で、常にタイムリーな情報発信を行うこととしていることから、特集面・通常面問わず稀に突発的な差し替え作業等が発生する可能性があるが、その業務に対応できるか	3・2・1	1	3			
		・個人情報等の取り扱いや取材等に関する著作権・肖像権の侵害に関する配慮は十分であるか	3・2・1	1	3			
	④広報編集業務に係る企画・提案 (54点)	通常号を想定した特集面の企画・提案	・通常号を想定した特集面の企画は、市民の行動を促す効果的なタイトル(見出し)のつけ方、テキストの作りこみ、目を引くコンテンツやレイアウト(配置)、デザイン(写真やイラストの使用・作成含む)となっているか。また、多くの市民が手に取って読みたいと思うインパクトはあるか	3・2・1	3	9	54	
		通常号を想定した通常面の提案	・通常面(主に2面~8面)は、市民の目を引くレイアウト(配置)、デザイン(写真やイラストの使用・作成含む)となっているか。カコミ記事とそうでない記事(ながれやまノートなどテキストのみを流す記事)の使い分けは効果的であるか	3・2・1	2	6		
			・通常面(主に2面~8面)の校閲機能が働いているか(注)	3・2・1	2	6		
		特集号を想定した特集面の企画・提案	・特集号を想定した特集面の企画は、市民の行動を促す効果的なタイトル(見出し)のつけ方、テキストの作りこみ、目を引くコンテンツやレイアウト(配置)、デザイン(写真やイラストの使用・作成含む)となっているか。また、多くの市民が手に取って読みたいと思うインパクトはあるか	3・2・1	3	9		
		共通の企画・提案	・全面を通し、幅広い世代の市民が読むことに配慮した文字の大きさやフォント(主にタイトルなど)、色づかい(モノクロ紙面の濃淡を活かした紙面)となっているか	3・2・1	2	6		
			・全面を通し、提案コンセプトが流山市の特徴(強みや推進していること)とリンクしているか	3・2・1	2	6		
			・その他市にとって有意義で新たな独自の提案がなされているか	3・2・1	2	6		
	・プレゼンテーション全般を通し、提案内容は分かりやすく説明されているか		3・2・1	2	6			
	⑤その他業務に係る企画・提案 (6点)	写真撮影及び取材	・年24日分(1日当たり8時間計算で192時間分)の写真撮影及び取材の体制は十分に確保されているか	3・2・1	1	3	6	
職員研修		・年1回以上の全庁的な広報力アップのための職員研修に関する提案があるか	3・2・1	1	3			
	⑥他自治体広報紙制作の実績を踏まえた提案 (3点)	自治体広報紙制作の実績を踏まえた提案があるか	3・2・1	1	3	3		
合計					100	100		

注：通常面を作成するにあたり委託者が別途支給するデータには、意図的な誤りが複数含まれています。校閲機能が働いているかどうかをチェックする評価項目となります。

審査委員附記	
業務体制等	
広報編集業務に係る企画・提案	
その他業務に係る企画・提案	
他自治体広報紙制作の実績を踏まえた提案	
プレゼンテーション全般、受注意欲、質疑応答など	
その他自由附記	

1 審査方法及び落札者の決定方法

(1) 資料審査

評価項目中、資料評価点・価格評価点は、審査会の事務局が落札者決定基準兼採点表の評価内容に基づき、提案書の各項目について判定を行い、資料審査に関する合意書(第9号様式)により、審査会委員全員の合意をもって決定する。なお、委員全員の合意が得られない場合は、再度判定を行い、委員全員からの合意が得られるまで判定を続ける。

(2) プレゼンテーション審査

評価項目中、プレゼンテーション評価点は、審査会委員が落札者決定基準兼採点表の評価内容に基づき、提案書の各項目及びプレゼンテーションの内容をもとに判定を行う。

(3) 総合的な評点による落札者の決定

総合的な評点(以下「総合評点」という。)は、全委員の資料審査及びプレゼンテーション審査の評点を合計したものとす。総合評点が得点上限(100点×審査委員の人数)の65%以上で、かつ、最も高い業者を落札者として選定する。なお、総合評点の最高点が同じ業者が複数出た場合は、審査会で協議の上、落札者を決定する。

2 評価方法

(1) 判定の基準

判定は、評価内容が「満たされていない」場合、「1点」、評価内容が「満たされている」場合、「2点」、評価内容が「満たされており、なおかつ委託者が求める以上の提案がある」場合、「3点」とする。なお、この判定基準は、資料審査及びプレゼンテーション審査に適用する。

(2) 評点の算出方法

各判定に得点倍率をかけ、各評点を決定する。

(3) 審査における判定の補足

審査は、前述の2(1)に掲げる判断基準を参考に判定を行うが、相対的な判定を行うことも差し支えない。